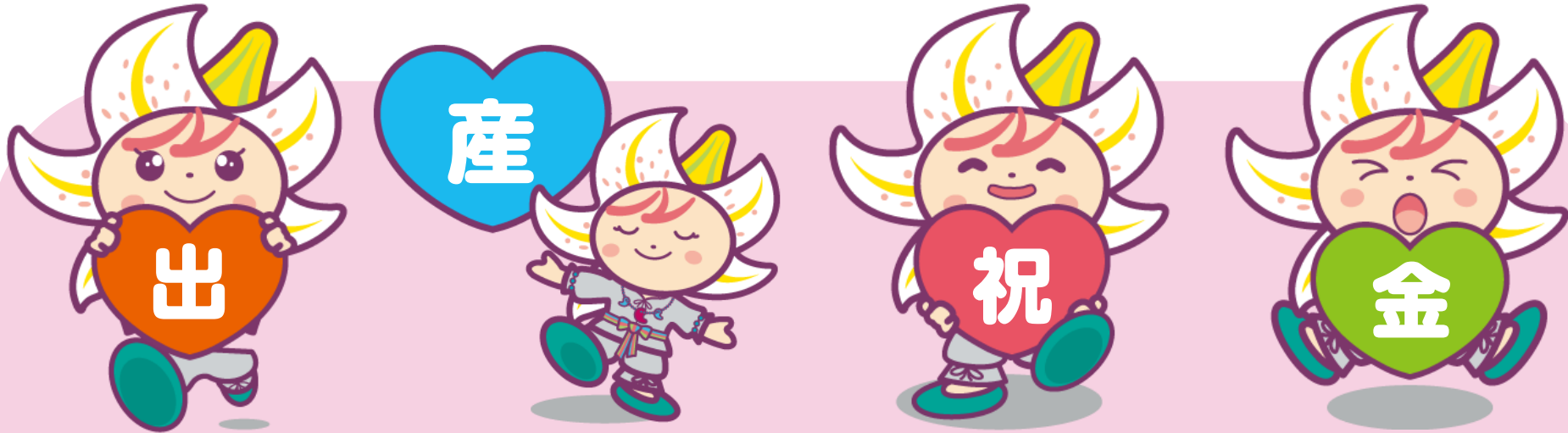




行方市では、次代を担う子の誕生を祝福し、子育て家庭を支援するため
令和8年度より**出産祝金**を支給しています。

1.支給対象児

令和8年4月1日以降に生まれた子であって、出生の届出により本市の住民基本台帳に記録された（住民票ができた）お子様。

2.受給資格者 次の①及び②に該当する方

- ① 対象児の出生日の6か月前から行方市に住所を有するもの
- ② 対象児の出生日から引き続き6か月以上行方市内に住所を有する者で、支給対象児を監護し、かつ、これと生計を同じくする者

3.非該当となる場合

上記の受給資格者に該当した場合でも、受給資格届出書を提出する日までに、次の①から⑥のいずれかに該当した時は出産祝金を受給することはできません。

- ① 受給資格者が本市の住民基本台帳から除かれたとき又は本市に生活実態が無くなった※1とき。
- ② 支給対象児が本市の住民基本台帳から除かれたとき。
- ③ 受給資格者が支給対象児と別世帯となったとき。
- ④ 受給資格者及び受給資格者と生計を一にする世帯の構成員に係る市税、介護保険料、国民健康保険税、降園後保育の利用料、行方市放課後児童クラブの利用料、水道料、下水道使用料、給食費及び市営住宅の使用料に滞納があるとき。
- ⑤ 既にほかの自治体において、本事業に相当する給付を受けているとき。
- ⑥ その他市長が祝金を支給することが適当でないと認めたとき。

※1 行方市に住民登録があるが、市外の住居に住んでいる場合等

区分	祝金総額	支給方法	
第1子	50万円	①出生時:20万円	②1歳誕生日:10万円
		③2歳誕生日:10万円	④3歳誕生日:10万円
第2子	70万円	①出生時:20万円	②1歳誕生日:10万円
		③2歳誕生日:20万円	④3歳誕生日:20万円
第3子以降	100万円	①出生時:20万円	②1歳誕生日:20万円
		③2歳誕生日:30万円	④3歳誕生日:30万円

4.受給資格の届出等について

支給対象児の出生から6か月後が受給資格の基準日となります。届出書様式等は出生後7か月目の上旬に郵送予定です。申請書を提出する時点で行方市民でない場合受理をすることができません。転出等のご予定がある方は、転出前にご相談ください。

5.問合せ先

〒311-1704 行方市山田3282-10
こども家庭センター どれみ TEL 0291-32-8555(直通)